

うるま市告示第220号

うるま市島しょ地域空き家改修補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年10月30日

うるま市長 中村 正人

うるま市島しょ地域空き家改修補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、空き家バンク制度の有効的な活用により、うるま市島しょ地域（平安座島、宮城島、伊計島、浜比嘉島及び津堅島に限る。以下「島しょ地域」という。）への移住又は定住を促進し、及び地域の活性化を図るため、空き家の買受人、賃借人又は賃貸人に対し、予算の範囲内において、島しょ地域空き家改修補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その交付に関しては、うるま市補助金等交付規則（平成17年うるま市規則第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が島しょ地域内において、居住を目的として建築し、現に居住していない又は近い将来居住しなくなる予定の建物（民間事業者による賃貸等を目的とする建物を除く。）をいう。
- (2) 空き家バンク制度 うるま市島しょ地域空き家バンク制度実施要綱（令和5年うるま市告示第161号。以下「実施要綱」という。）第2条第5号に規定する空き家バンク制度をいう。
- (3) 改修工事 空き家の利活用をするために行う改修工事で、次のいずれにも該当する工事をいう。

ア 建築基準法（昭和22年法律第201号）その他建築関係法令に違反しない工事

イ うるま市内に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する事業者が行う工事

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、空き家の買受人、賃借人又は賃貸人で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市及び前住所地の市町村（特別区を含む。）に納付すべき税又は介護保険料（過年度分は除く。以下「市税等」という。）を滞納していない者
- (2) 改修工事完了後5年以上において、空き家に移住若しくは定住する意思のある者又は空き家を賃貸する意思のある者
- (3) 空き家の登記簿に当該空き家の所有者として登記されている者（補助対象者が賃借人の

場合を除く。)

(4) うるま市暴力団排除条例(平成23年うるま市条例第23号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団と密接な関係があると認められない者

(5) 過去において、この補助金の交付を受けていない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者とししないものとする。

(1) 市税等を滞納している空き家所有者から当該空き家を賃借しようとする者

(2) 空き家を賃借し、当該空き家を別の者に転貸しようとする者

(補助金の交付対象)

第4条 補助金の交付対象となる空き家は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 空き家の買受人、賃借人又は賃貸人が改修工事を行う空き家。ただし、当該空き家の売買契約又は賃貸借契約を締結した日から起算して1年を経過する日以後に改修工事を実施する場合は、交付対象としない。

(2) 空き家の改修工事完了後、当該空き家の所有者が当該空き家を賃貸する目的で空き家バンク制度に登録する空き家

2 補助金の交付対象となる改修工事は、交付決定の日から当該交付決定の日が属する年度の2月15日までに完了する改修工事とする。

(補助金の交付対象経費)

第5条 補助金の交付対象経費は、別表第1に掲げるものとする。

2 補助金の交付対象経費は、交付決定の日から当該交付決定の日が属する年度の2月末日までに支払われたものを対象とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、改修工事に直接要した費用のうち、交付対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額とし、50万円を上限とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額を補助金の額とする。

(交付の申請)

第7条 補助対象者は、島しょ地域空き家改修補助金交付申請書(様式第1号)に別表第2に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定し、島しょ地域空き家改修補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に際して必要な条件を付することができるものとする。

（内容変更又は中止の申請及び承認）

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付決定の通知を受けた後において、改修工事の内容を変更又は中止する場合は、あらかじめ、島しょ地域空き家改修補助金変更（中止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、島しょ地域空き家改修補助金変更（中止）承認通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

（実施状況報告）

第10条 交付決定者は、改修工事の実施状況について、市長から求めがあった場合は、速やかに、島しょ地域空き家改修補助金改修工事实施状況報告書（様式第5号）に改修工事の経費区分（様式第5号別紙）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告を受けた場合は、報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行うものとする。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、改修工事が完了したとき（改修工事の中止の承認を得た場合を含む。）は、当該完了日若しくは中止の承認を得た日から起算して30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、島しょ地域空き家改修補助金改修工事实績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 工事契約書の写し
- （2） 改修工事費の領収書の写し
- （3） 改修工事完了後の完成写真
- （4） 補助金精算額明細書（経費区分別）（様式第6号別紙）
- （5） 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第12条 市長は、前条の報告を受けた場合は、実績報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る改修工事の実施結果が補助金の交付決定の内容（第9条の規定による承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、島しょ地域空き家改修補助金額確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第13条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、島しょ地域空き家改修補助金交付請求書

(様式第8号)により、確定通知を受けた日から10日以内に補助金の交付を市長に請求しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該交付決定者に対して補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条の交付決定の内容(第9条の規定による承認をした場合は、その承認した内容)の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定者が、法令、この告示又はこれらに基づく市長の指示に違反した場合
- (2) 交付決定者が、補助金を改修工事以外の用途に使用した場合
- (3) 交付決定者が、改修工事に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合
- (4) 補助対象工事の完了が見込めないと市長が認める場合

- 2 市長は、前項の取消しをするときは、島しょ地域空き家改修補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により交付決定者に通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、島しょ地域空き家改修補助金返還請求書(様式第10号)により期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

(補助金の経理)

第15条 交付決定者は、改修工事に係る関係書類を改修工事の完了日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補則)

第16条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年10月30日から施行する。

別表第1（第5条関係）

番号	対象となる工事
1	風呂、トイレ、台所等水回り改修工事
2	バリアフリー改修工事（手すりの設置、段差の解消、廊下の幅拡張等）
3	壁紙の張替え、床の張替え等の内装工事
4	根太、大引等の床組補修工事
5	畳の取替え、表替え等
6	窓、ガラス、サッシ等の取付け又は交換等
7	室内建具等の交換
8	給湯設備機器の設置又は交換
9	照明（単なる電球又は蛍光管の交換を除く。）、コンセント、スイッチ、エアコン等住宅設備機器の設置又は交換
10	屋根のふき替え、塗装等
11	外壁の張替え、塗装等
12	外壁、屋根、天井の断熱化工事
13	その他市長が認める工事

別表第 2（第 7 条関係）

補助対象者区分	提出書類
共通	(1) 提出書類チェックリスト（様式第 1 号別紙 1） (2) 本人確認書類 (3) 補助金所要額調書（様式第 1 号別紙 2） (4) 改修工事に直接要する費用に係る見積書（内訳の明細及び施工業者の押印があるもの）の写し (5) 改修工事を実施する箇所の施工前の状態がわかる写真 (6) 改修工事を実施する空き家の売買契約又は賃貸借契約に係る契約書の写し (7) 補助対象者に係る市税等を滞納していないことを証する書類 (8) 改修工事を実施する空き家の登記簿
買受人	(1) 空き家の売買契約に係る契約書の写し (2) 誓約書（買受人用）（様式第 1 号別紙 3）
賃借人	(1) 空き家の賃貸借契約に係る契約書の写し (2) 誓約書（賃借人用）（様式第 1 号別紙 4） (3) 所有者全員分の誓約書（所有者用）（様式第 1 号別紙 5）
賃貸人	(1) 空き家の賃貸借契約に係る契約書の写し（賃貸借契約後に改修工事を実施する場合） (2) 所有者全員分の誓約書（所有者用）

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

うるま市長 様

（申請者）住所
氏名

⑩

島しょ地域空き家改修補助金交付申請書

うるま市島しょ地域空き家改修補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 申請者区分 ☐買受人 ☐賃借人 ☐賃貸人
- 3 空き家所在地 沖縄県うるま市〇〇
- 3 補助金交付申請額 千円
- 4 改修工事実施期間（予定） 年 月 日 ～ 年 月 日
- 5 関係書類 別紙のとおり

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦とする。

様式第 1 号別紙 1（第 7 条関係）

提出書類チェックリスト

申請者区分	様式	提出書類	申請者チェック欄	市チェック欄
共通	任意	本人確認書類	☐	☐
	別紙 2	補助金所要額調書	☐	☐
	任意	改修工事に直接要する費用に係る見積書（内訳の明細及び施工業者の押印があるもの）の写し	☐	☐
	任意	改修工事を実施する箇所の施工前の状態がわかる写真	☐	☐
	任意	補助対象者に係る市税等を滞納していないことを証する書類	☐	☐
	任意	改修工事を実施する空き家の登記簿	☐	☐
買受人	任意	空き家の売買契約に係る契約書の写し	☐	☐
	別紙 3	誓約書（買受人用）	☐	☐
賃借人	任意	空き家の賃貸借契約に係る契約書の写し	☐	☐
	別紙 4	誓約書（賃借人用）	☐	☐
	別紙 5	誓約書（所有者用） ※空き家の所有者全員分	☐	☐
賃貸人	任意	空き家の賃貸借契約に係る契約書の写し（賃貸借契約後に改修工事を実施する場合）	☐	☐
	別紙 5	誓約書（所有者用） ※空き家所有者全員分	☐	☐

様式第 1 号別紙 3（第 7 条関係）

うるま市長 様

誓約書（買受人用）

私は、島しょ地域空き家改修補助金の交付申請に当たり、うるま市島しょ地域空き家改修補助金交付要綱に定める制度の趣旨等を理解したうえで、下記事項を遵守します。

記

- 1 私は、改修工事完了後 5 年以上において下記空き家に居住することを誓います。
- 2 私は、うるま市暴力団排除条例（平成 23 年うるま市条例第 23 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 1 号に規定する暴力団員と密接な関係がありません。
- 3 私は、下記空き家の改修に係るトラブルその他損害が発生した場合は、当事者間で解決に当たり、市には責任を追及しません。

空き家所在地 沖縄県うるま市〇〇

年 月 日

（買受人）住所
氏名

⑨

様式第 1 号別紙 4（第 7 条関係）

うるま市長 様

誓約書（賃借人用）

私は、島しょ地域空き家改修補助金の交付申請に当たり、うるま市島しょ地域空き家改修補助金交付要綱に定める制度の趣旨等を理解したうえで、下記事項を遵守します。

記

- 1 私は、改修工事完了後 5 年以上において下記空き家に居住することを誓います。
- 2 私は、うるま市暴力団排除条例（平成 23 年うるま市条例第 23 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 1 号に規定する暴力団員と密接な関係がありません。
- 3 私は、下記空き家の改修に係るトラブルその他損害が発生した場合は、当事者間で解決に当たり、市には責任を追及しません。

空き家所在地 沖縄県うるま市〇〇

年 月 日

（賃借人）住所
氏名

⑩

様式第1号別紙5（第7条関係）

うるま市長 様

誓約書（所有者用）

私は、島しょ地域空き家改修補助金の交付申請に当たり、うるま市島しょ地域空き家改修補助金交付要綱に定める制度の趣旨等を理解したうえで、下記事項を遵守します。

記

- 1 私は、改修工事完了後5年以上において下記空き家を居住のために賃貸することを誓います。
- 2 私は、うるま市暴力団排除条例（平成23年うるま市条例第23号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団員と密接な関係がありません。
- 3 私は、下記空き家の改修工事の内容を把握したうえで当該改修工事を行うことに同意します。
- 4 私は、下記空き家の改修に係るトラブルその他損害が発生した場合は、当事者間で解決に当たり、市には責任を追究しません。

空き家所在地 沖縄県うるま市〇〇

年 月 日

（所有者）住所
氏名

⑩

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

うるま市長



島しょ地域空き家改修補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった島しょ地域空き家改修補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、うるま市島しょ地域空き家改修補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額 千円

2 交付決定の条件等

うるま市補助金等交付規則及びうるま市島しょ地域空き家改修補助金交付要綱を遵守すること。

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

うるま市長 様

（申請者）住所

氏名

印

島しょ地域空き家改修補助金変更（中止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった島しょ地域空き家改修補助金に係る改修工事の計画を変更（中止）したいので、うるま市島しょ地域空き家改修補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更（中止）の内容
- 2 変更（中止）の理由
- 3 変更（中止）が改修工事に及ぼす影響
- 4 変更（中止）後の補助金交付申請額

千円

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦とする。
- 2 変更（中止）の理由たる事実を明らかにする書類を添付すること。

第 号
年 月 日

様

うるま市長



島しょ地域空き家改修補助金変更（中止）承認通知書

年 月 日付けで変更（中止）承認申請のあった島しょ地域空き家改修補助金については、下記のとおり承認することに決定したので、うるま市島しょ地域空き家改修補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

- 1 補助金変更（中止）前交付決定額 千円
- 2 補助金変更（中止）後交付決定額 千円
- 3 交付決定の条件等

うるま市補助金等交付規則及びうるま市島しょ地域空き家改修補助金交付要綱を遵守すること。

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

うるま市長 様

（申請者）住所

氏名

⑩

島しょ地域空き家改修補助金改修工事実施状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった島しょ地域空き家改修補助金に係る改修工事の実施状況について、うるま市島しょ地域空き家改修補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 実施状況の概要（ 年 月 日現在）
- 2 改修工事に要する経費の状況
別紙のとおり
- 3 その他参考となる事項

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦とする。

様式第5号別紙（第10条関係）

改修工事の経費区分

(単位：円)

経費区分	補助金交付決定額 (A)	実績額 (B)	進捗率 (B/A)	実績見込額
計				

年 月 日

うるま市長 様

（申請者）住所

氏名

㊞

島しょ地域空き家改修補助金改修工事実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった島しょ地域空き家改修補助金に係る改修工事を完了（中止）しましたので、うるま市島しょ地域空き家改修補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 改修工事の実施期間

年 月 日着手

年 月 日完了

2 改修工事に要した経費の状況

別紙のとおり

3 補助金の交付決定額等（単位：円）

補助金交付決定額	精算額（A）	差引額（A－B）

4 添付書類

- （1） 工事契約書の写し
- （2） 改修工事費の領収書の写し
- （3） 改修工事完了後の完成写真
- （4） 補助金精算額明細書（経費区分別）（様式第6号別紙）
- （5） 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦とする。

様式第6号別紙（第11条関係）

補助金精算額明細書（経費区分別）

(単位：円)

経費区分	補助金交付決定額（A）	精算額（B）	差引額（A－B）
計			

様式第7号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

うるま市長



島しょ地域空き家改修補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった島しょ地域空き家改修工事の内容を審査した結果、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認め、同補助金については、下記の金額で確定したので、うるま市島しょ地域空き家改修補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

補助金交付確定額

千円

年 月 日

うるま市長 様

（申請者）住所

氏名

印

島しょ地域空き家改修補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額確定通知のあった島しょ地域空き家改修補助金の交付を受けたいので、うるま市島しょ地域空き家改修補助金交付要綱第 13 条第 1 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 補助金の振込先

口座振込先	
金融機関・支店名の名称	
預金の種類	
口座番号	
(フリガナ) 口座名義	

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番縦とする。
- 2 振込先の確認のため、通帳等の写しを添付願います。

様式第9号（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

うるま市長



島しょ地域空き家改修補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで交付を決定した島しょ地域空き家改修補助金は、下記のとおり交付を取り消すことに決定しましたので、うるま市島しょ地域空き家改修補助金交付要綱第14条第2項の規定により通知します。

記

- | | | |
|---|-------------|----|
| 1 | 補助金取消前交付決定額 | 千円 |
| 2 | 補助金取消後交付決定額 | 千円 |
| 3 | 取消の理由 | |

様式第 10 号（第 14 条関係）

第 号
年 月 日

様

うるま市長



島しょ地域空き家改修補助金返還請求書

年 月 日付け 第 号で交付を取り消した島しょ地域空き家改修補助金について、うるま市島しょ地域空き家改修補助金交付要綱第 14 条第 3 項の規定により補助金の返還を請求します。

記

- | | | |
|---|----------|-------|
| 1 | 補助金交付決定額 | 千円 |
| 2 | 精算払額 | 千円 |
| 3 | 補助金返還額 | 千円 |
| 4 | 返還期限 | 年 月 日 |